

議第二号

とくしま藍の日を定める条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十九年十二月十四日

提出者 全議員

徳島県議会議長 木南征美殿

とくしま藍の日を定める条例の一部を改正する条例

とくしま藍の日を定める条例（平成二十九年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

とくしま藍の日及び徳島県の色を定める条例

第一条中「設ける」を「設けるとともに、徳島県の色を定める」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（徳島県の色）

第五条 藍色を徳島県の色とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

県民の藍に対する関心と理解を深め、本県の藍に関する文化の継承及び産業の振興を図り、あわせて国内外に向けたその魅力の発信に資するため、徳島県の色を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。